

滋賀県いじめ再調査委員会議事録

- I 日 時 平成 28 年 6 月 2 日(木)午後 2 時 30 分から午後 4 時 25 分まで
- II 場 所 滋賀県大津合同庁舎(7階)7-A会議室
- III 出席者 委 員：春日井委員、栗田委員、佐々木委員、竹下委員
事務局等：総務部長、総務部総務課職員、総務部私学・大学振興課職員、
教育委員会事務局幼小中教育課職員

IV 次第

- 1 開会
- 2 任命書交付
- 3 挨拶(総務部長)
- 4 委員紹介
- 5 委員長選任
- 6 委員長職務代理者の指名
- 7 議 事(報告事項)
 - (1) 公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について
 - (2) 滋賀県におけるいじめ防止対策について
 - (3) 重大事態対応想定フローについて
- 8 閉会

V 審議経過

【1 開会】

(事務局)

定刻となりましたので、ただ今から滋賀県いじめ再調査委員会の開催をお願いしたいと思います。まず、委員の皆様へ総務部長より任命書を交付させていただきます。

【2 任命書交付】

※各委員に総務部長から任命書が交付された。

【3 挨拶(総務部長)】

※委員会開催にあたり総務部長が挨拶を述べた。

※挨拶の後、所用のため総務部長は退席した。

【4 委員紹介】

※事務局より各委員の紹介を行った。

※委員紹介の後、事務局等の職員の紹介を行った。

【5 委員長選任】

(事務局)

ここで会議の定足数の確認を行います。本日は4名の委員に御出席いただいております。委員の過半数の御出席をいただいておりますので、滋賀県いじめ再調査委員会条例第7条第3項の規定によりまして、会議が有効に成立していることを確認させていただきます。

また、議事については委員長が進行することになっておりますが、委員長が選任されるまでの間は事務局が進行を務めさせていただきます。

それでは、委員長の選任をお願いしたいと思います。滋賀県いじめ再調査委員会条例第6条第1項では、委員長は委員の互選によって定めるものとされておりますので、よろしく願いいたします。

※委員の互選により、春日井委員が委員長に選任された。

【6 委員長職務代理者の指名】

※委員長から、竹下委員が委員長職務代理者に指名された。

【7 議 事（報告事項）】

(1) 公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について

(委員長)

それでは議事に入ります。本日の議事は、いずれも県からの報告事項です。

まず、議事1の「公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について」の説明をお願いします。

※幼小中教育課から資料に基づき説明

(委員長)

ありがとうございました。ただいまの報告について御質問などがございましたら、お願いします。

(委員)

認知件数が増えたからいけないということはないと思います。

お尋ねしたいことの第1点は、認知件数は学校によって偏りがあるのかどうか。

第2点は、たとえば小学校229校中、認知校数は171校で、58校が認知していないが、いじめはどこでも起こり得るということを考えると、本当はないのか、認知することができていないのか。

以上の2点について詳しく話を聞かせてもらえればありがたいと思います。

(報告者)

第1点目の偏りについては、特定の学校に偏っているということはありません。

第2点目については、少人数の学校等で認知がないということもありますが、御指摘のとおり、いじめはどこでも起こり得るものであり、いじめの認知については、今後も早期発見に努めてまいります。

(委員)

全国的にみて滋賀県の認知学校数の割合が高いということは、取り組みの1つの成果だと思えます。学校の規模によっていじめの数は違いただろうと思えますが、少人数の学校でも人間関係が固定化しているだけにいじめが見えにくかったり、より深刻な状況が進行していたりということもありえます。そのあたりを丁寧に見ていく必要があるだろうというのが先ほどの御指摘でもあるかと思えます。

逆に言うとも認知件数が上がっている学校は、予防的な観点で取り組みが進んでいるとむしろ評価すべきだと思えます。京都府は認知件数が何万件で毎年トップ。生徒にアンケートをとって、ちょっと嫌なことがあったということもカウントしている。本人の訴えをカウントして、面談等に活かして、予防的な観点から、取り組んでいる。件数が多いことは別に恥ずべきことではない。小さな芽のうちにきちんと初期対応をしてトラブルを解消していくことのほうが大事だと思えます。

小中あたりの学校で、こういう取り組みをされていて、だから早期の発見ができたとか、件数が上がっているけれども取り組みが進んでいるとか、そんなケースのようなものはどこかにあるのでしょうか。

(報告者)

委員の御指摘のとおり、小さい学校になればなるほど人間関係が固定化してしまうことがございます。

後ほど対策のところでもお話しいたしますが、今、各学校で予防を含め取り組んでいることがございます。たとえば、滋賀県では、昨年度も「滋賀県いじめ問題生徒会サミット」を開催しており、各学校から参加してくれた子どもたちが、自分たちの学校での活動を報告してくれております。

たとえば、大津市のある中学校ではいじめ防止のCMを学校で作成し、それを文化祭等で流したり、あるいはある小学校では「いじめについて考えよう」という劇を作り、劇をビデオ撮影して校内のパソコンから自由に見ることができるようにしたりしております。

また、取り組みとしてアンケートを毎月実施している学校もあります。教育相談週間等を含めて、子どもたち一人ひとりに教育相談をして、何か困っていることはないかと聞いている学校もあります。そのような中から、いじめの防止や早期発見につなげているところもあるかと思えます。

(委員)

ぜひ、いじめの実態報告の中で、そういう取り組みの報告、特徴的な取り組みがなされているという報告していただき、この委員会でも共有し、現場でも共有していくとよいと思います。そういう視点もよろしくお願いします。

もう1点、資料の2ページの(8)のいじめが解消しているという数字が89.8%とありますが、いじめの解消というのは何をもっていじめの解消と判断されているのでしょうか。

(報告者)

県としては、本人・保護者が「いじめられていない」「解消した」と思っておられること。それでも学校としては見守りや声掛けを続け、最終的に重点的に見守っていた子どもに対し、他の子どもと同じような見守りになる、そういう時点で、一応いじめは解消したと考えております。

つまり、本人・保護者が「いじめはない」と話されたとしても、見守りを続け、その後も大丈夫だというところで、いじめは解消したと考えているところでございます。

(委員)

なるほど。見守りの期間について、目安やガイドラインのようなものはありますか。

(報告者)

ガイドラインのようなもので決めているということはありません。

(委員)

ケースバイケースということですね。

(報告者)

はい。事案によります。

(委員)

89.8%の残りの10.2%はどんな状況ですか。

(報告者)

3月末時点の調査ですので、2月や3月に起こった事案は引き続き見ていかなければなりません。

(委員)

はい。

(委員)

いじめの対策に「いじめる児童生徒の背景を丁寧に見立て」（資料 p2(9)）という文言が入ったことがうれしいと思います。いじめる児童生徒の背景を見立てていかれた場合、どういう背景が認知されてきているのか、何か傾向等がありましたら、分かっている範囲で結構ですので、教えていただけるとありがたいです。

その背景によっては、加害行為が今後全くなくなるのか、また起こりうるのかということも関連してくるかと思えます。たとえば、背景に虐待等があると、これはすぐに解決できない問題でもあるので、その場合、加害の子どもの虐待等の背景にも何らかの支援がないと、なかなか難しい部分もあるかと思えます。

何らかの傾向を把握されているようでしたら、教えていただけたらと思えます。

(報告者)

傾向というものは把握しておりませんが、虐待でありますとか、家庭環境、その子どもの育ち、学校の環境、いろいろなものが関わっているかと思っております。

委員の御指摘のとおり、虐待ですと、すぐに解決するものではございません。関係機関も含めて、学校で見守りを続けます。虐待は、命にかかわりますし、その子どもの人格形成にも大きくかかわる問題ですので、関係機関と連携しながら学校で見守りを続け、大変長期的な対応になる場合もございます。

したがって、背景については、一概にこういう傾向があるということは申し上げられません。いろいろな要素がかかわっている場合があると思えますので、今のところ、この傾向が強いのではないかというところまでは申し上げられない状況でございます。

(委員長)

他に御質問などございませんか。

(委員)

いじめの解消状況（資料 p6 表(6)）のところで、いじめた側あるいはいじめられた側が卒業した場合のデータはどこに入ってくるのでしょうか。

(報告者)

3月31日時点のものでありますので、継続支援中や解消に向けて取組中に含まれてくるものと考えます。

(委員)

いじめの発見のきっかけ（資料 p6 表(4)）で、「アンケート調査など学校を取組により発見」が全国は50.9%で滋賀県は9.3%。「本人からの訴え」が滋賀県は平成25年度が24.2%で平成26年度が21.1%。「保護者からの訴え」も若干減っている。

本人からの訴えがアンケートよりも発見しやすいという捉え方もあるかもしれませんが、若干ですけれども、教職員の方が発見していく比率が若干増えている、

当事者からの訴えが減っている。アンケートによる発見も全国より少ないという状況をイメージしていったときにどうなのでしょう。学校の先生たちのアンテナが非常に高くなっているというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

もう1点、アンケート調査をたくさんやればいいというものなのか、どうなのか。子どもによっては「またアンケートか」と。「適当に○をしておこう」というみたいになってしまっている子どももいるかなど。アンケートの効果というものも、学校の中で子どもの安心感とリンクするのかなどということも、いくつか疑問が出てくるのですけれども。そういう隙間の部分のところも解説していただくとイメージがわかりやすいのですが。

(報告者)

「学校の教職員が発見」が若干増えていることについては、教員のアンテナが高くなってきているものと思います。

アンケートについては、都道府県によっては統一したアンケートをとっているところもありますが、本県では各学校で児童生徒の実態に合わせたアンケートを作成して実施しております。そのアンケート結果を踏まえて子どもたちの聞き取りや教育相談をしております。

アンケートの回数については、工夫が必要かと思います。「またか」と思う子どももいるかもしれませんが、一人でも多く発見できるものと思いますので、アンケートは重要だと考えております。質問項目についても、子どもたちが答えやすいようにする工夫も必要であると思っております。

また、滋賀県立学校いじめ問題調査委員会を昨年度4回開き、実効的ないじめ防止等のための対策についていろいろな御意見をいただきました。

アンケートでは答えにくい、先生にも言いにくいというのがいじめの特徴としてあることから、アンケートでは「いじめられていますか」ということをストレートに聞かず、「最近眠れないことがありますか」というストレスチェックのようなものを項目として入れる。そういう項目にチェックをしている子どもに、ひよっとするといじめられているのではないかという意識を教員が持つ。そうすると、「眠れないのか」という話からいじめの話につながられるかもしれません。また、毎回同じようなアンケートを繰り返したり、頻度も多すぎたりすると慣れてしまい、逆に声があがってこなくなって、形式的なものになってしまうと懸念する御意見がありました。

そこで、いただいた意見をもとにアンケートの工夫・改善をお願いするため、いくつかの留意点のようなものを全ての学校に伝えております。また、あらゆる機会を通じてそのポイントを伝えていきたいと思っております。

それがストップいじめアクションプランというものでございまして、そこに、いじめに係るアンケートの作成上の留意事項ということで、各学校に配布しているところがございます。

(委員)

表(4)の数字をどう評価するのかという問題もある。「学校の教職員が発見」が全国は66%で、滋賀県は33.8%。滋賀県の先生は何をやっているのかという評価をするのか、そうではなくて、内訳を見ると、紙のアンケートではなくて周りの教職員に直接訴えている子どもが多い。このことのほうが大事ではないかという評価もできる。それから、本人からの訴えも21.1%で、全国の17.3%より高い。保護者からの訴えも全国の11.2%よりもっと高い31.5%。つまり、保護者が学校に対してものが言いやすいとか、言えば取り組んでくれるとか、そういうある種の風通しの良さとかがあるのかもしれない。

これは必ずしも、アンケート調査などの学校の取組による発見ができていないのではないかという評価ではなくて、むしろ、具体的に教職員が直接的なかかわりの中で予防的に気づいて取り組みをしているということで、評価することもできるのではないか。それから、周辺の保護者や本人も言いやすく、友達や保護者以外の方も含めて、割と滋賀県は学校に言っていきやすいのではないかという、そういう敷居の低さがあるのかもしれない。それは取り組みの成果と見ることができるかもしれない。

「学級担任が発見」は16.8%で少ないかと思えば全国は12.1%ですし、担任だけではなくて、中学校などは教科担当の先生や部活の先生も含めて複眼で見る強みを発揮していくことが必要だと思う。

このあたり(表(4))をどう評価して見るかというのは大事なポイントだと思います。そこから課題は何かを考えるということだと思います。

それから、いじめの態様として一番多いのは冷やかし、からかい、悪口など、お互いが未熟であるがゆえに、日常生活で些細なトラブルが起こる。2つ目に多いのが、粗暴な言動、悪質な暴力ではなくても手が出てしまうとか。3つ目が仲間外れ。小学校高学年、中学校や高校になれば、気になるのはネットいじめです。

まだいじめには至っていないからからかいがあったり、どっちもどっちのケンカがあったり、この段階できちんと指導・支援するかというのが問われていると思う。とくに小学校。そんなトラブルが日常的にある。それを放っておくと、1人の子どもが5、6人の子どもから疎外され、いじめに転化する。それをさらに放っておくと、クラスや学年でその子どもが疎外されるとか、ネットでさらにというようになってくる。そういうことになってしまっても、学校や教育委員会で調査委員会をさせていただいて、なおかつダメなときに、この委員会できっと議論するのですね。だからここは基本的に何も無いのがよいのじゃないかな。ここにあがってくるというのは相当こじれた深刻なケースという理解でよいのじゃないかな。

(委員)

そうですね。

(委員)

そういう深刻な事態をまねかないためにも、きっかけの段階での発見や取り組み

が大事だと思います。そのあたりが具体的にできているかどうかの評価を丁寧にしてもいいかなと思います。それが件数の多さにも表れてくる。だから件数が多いことは恥ずべきことではない。初期の予防的な取り組みが十分にされているというふうに、むしろ評価しようということではないかと思います。

そういうふうに見ると、とくに小学校で日常的に関わっている担任の先生の気づきみたいなことは初期段階でもう少しあるといいのかもしれないと思います。

(委員長)

他に御意見はいかがでしょうか。ないようでしたら、議事(2)に移ります。

(2) 滋賀県におけるいじめ防止対策について

(委員長)

「滋賀県におけるいじめ防止対策について」の説明をお願いします。

※幼小中教育課から資料に基づき説明

(委員長)

ありがとうございました。ただいまの報告について御質問などがございましたら、お願いします。

(委員)

資料の「現状・課題」の「②教員の資質向上に係る取組や校内組織体制の課題」について、いろいろ取り組まれていることは理解できましたが、現場でどの程度のスキルが身についているのか。たとえば発見する部分について、実際に先生との信頼関係がないとなかなか出てこない。アンケートでも「誰にも相談していない」という子どもが1割くらいいる。少年事件にかかると、不登校や夜間徘徊の遠因にいじめがあることがめずらしくない。話を聞くと、少なくとも先生には相談していない。親に話しても親が学校に怒鳴り込むだけだからといって誰にも相談していないケースがある。そういうことからすると、1割という数字には違和感があるけれども、子どもとの信頼関係、気づき方の部分のスキルや、もっと難しいのが、いじめの背景には多様なものがあって、その解消のあり方も多様になるが、そこに介入していくだけのスキルを、学校や先生方がどの程度お持ちなのだろうかということをお教えいただきたい。

それから、重大事態が生じたときの初期対応。大津市の事件は初期対応を誤った事案の1つだと思いますが、私もある学校のいじめ調査に関わらせていただいて、やはり初期対応の部分で一生懸命取り組まれているのだけれども、はじめてのことでなかなかうまくいっていないという感想を持ったりした。そういう部分。いつ起きるか分からないのだけれど、いざ起きたらその時に迅速に対応しないといけないというところが、準備ができていのかどうか。そのあたりの実情が分かれば教え

てほしい。

(報告者)

まず重大事態が起きたときのことで、文部科学省から調査の指針なども示されており、県教委も市町教委も、それに基づいて学校への指導を行っているところでございます。

スキルの点でございますが、どの程度先生方がスキルを個人的に身につけているかというところは、なかなか測ることが難しいところでございます。

弁護士や精神科医の先生をお招きするなどして様々な研修を行い、ケースワークなども行っているところでございます。先生方に適切にスキルを身につけていただけるよう県としても取り組んでいきたいと思う次第です。

(委員長)

他にいかがでしょうか。

(委員)

すごく大事な取り組みをしていただいていると思いますが、滋賀県の実態がよく分からないのですが、県外の学校現場に聞きますと、どこの学校の管理職の方も、先生たちの授業力の問題が、言にくいけれども現実にあるとおっしゃいます。結局、学校現場の一番大きな仕事は授業で、その授業の中で児童生徒の指導が本来的には行われるべきだということ聞きます。単純な話で、子どもは「分かった」という喜びがあれば、学校はうれしい場所になります。だから、スキルという部分でいうと、生徒指導上のスキルはその中の一部份であって、本来的には授業の力というところがもっと見直されるべきなのかなと、現場の声をいろいろ聞くと聞きます。

若い先生たちがたくさん入ってきている状況の中で、どのぐらい先輩の先生方の授業を見る時間があるのか。どれぐらい授業研究している時間があるのか。もっと言うと、個別の先生方がどれぐらい指導略案などを作って計画的な授業をされているのか。すごく基本的な問題に立ち返ってくるかと思っております。そういうことに関して、授業研究や指導案などについて、何か県の取り組みがあれば教えていただきたい。(1点目)

それから、「チーム学校」ということを文部科学省が言っていて、いじめの発見から組織対応をしていくなかで、校内での教職員のつながり方という問題があるように思います。教職員同士が安心してつながれている状況というのが全ての学校にあるとよいのですが、これからということも聞くところです。教職員の人間関係ができていない状況では、子どもも相談しやすい。子どもたちは先生たちの人間関係を見ながら動いている。そこも大きなところかなと思います。メンタルヘルス不調になっていく先生方も多いので、そのことと子どもの問題の解決の困難は結構リンクしているのではないかと思います。それに対する管理職等への県の啓発のようなことが、どのような感じでなされているのか教えていただきたい。(2点目)

次に、いじめ対応の校内組織図について、ある程度、このようにあるべきという

形を、県から何か示唆されるようなものがあるのか。小学校の場合には担任の先生の抱え込みがよく指摘されるところですが、中学校のように学年セクトで対応していると、学校全体での対応になりにくいとも言えますので、校内システムについての示唆・助言のようなことが既に提示されているようであれば教えてください。(3点目)

最後に、いま性的マイノリティの子どもたちについて、文部科学省から配慮事項として連絡があったかと思えます。滋賀県の状況は分かりませんが、性的マイノリティという問題を抱えている子どもの学校への行きづらさ、場合によっては、それがいじめの対象になるリスクもないわけではないと思います。このことに関する学校の先生たちへの啓発などがあれば教えてください。(4点目)

以上4点、よろしく申し上げます。

(報告者)

まず、おっしゃっていただいたとおり、学校は授業が勝負だという授業力についてお答えします。わかる授業、楽しい授業があれば子どもたちは喜んで学校に来ます。不登校やいじめもそういう授業が行われればなくなっていくということで、幼小中教育課・高校教育課でも研究しており、各学校においてもわかる授業について取り組んでおります。どのような授業があるのかお手許の資料には具体的にございませんが、わかる授業、楽しい授業づくりに向け県も各市町も取り組んでいるところでございます。

教職員の人間関係については、中学校の校長をしていた経験の中で、子どもたちがその学年の先生に「先生たち仲ええなあ」と言っていた言葉を耳にして、先生方のつながりが大事だと思いましたし、事務的な「ほうれんそう」だけではなく、「ちょっと助けてくれる」と言える雰囲気づくりが大事なことだと思います。管理職の先生方は、そのような雰囲気の人間関係づくりに取り組んでおられると思います。

システムのことについては、いじめが疑われた段階で管理職を含めたいじめ対策委員会をすぐ開く形にしております。一番怖いのは、委員がおっしゃったとおり、先生が抱え込んでしまうということですので、いじめが分かった段階ですぐに学校で情報の共有と対応方針を決定していくということ、各学校に徹底しているところでございます。

性的マイノリティの話ですが、これについては人権教育課を含めて対応しております。1つの例を申し上げますと、これまでは女子はスカート、男子はスラックスが一般的だったように思いますが、私のいた学校では新しい制服ができ、女子用のスラックスも作って希望者は選べるようになりました。性的マイノリティについても、対応が広がってきているのではないかと思います。

(委員)

「チーム学校」という記述が資料の中にはないのですが、「チーム学校」というのはどこかで強調しておく必要があるかと思えます。

視点は2つで、内に開かれたチームと外に開かれたチーム。内に開かれたチームというのは、教職員が柔軟にチームを作って、問題が起きたら「担任、主任、管理職」とか「担任、主任、養護教諭」とか必要に応じてチームで取り組むということ。外に開かれたチームというのは、スクールソーシャルワーカー、医療機関、場合によっては警察など、関係機関との連携をしていくということ。その視点が大事かと思えます。

教員の資質向上で「とにかく学校で起きたことは教師が何とかしなさい」という発想の限界が指摘されていて、それゆえのチーム学校ということなので、外との連携も強調してよいかと思えます。

それから、自尊感情とありますが、自尊感情や自己肯定感を育てようというのが私たちの教育目標ではないと思うのです。取り組みの結果、そういうものが育っているということ。そうでないと、勘違いの自尊感情もある。おれはあいつよりも偉いとか、誰かに役に立つことをしていないと不安になるとか、それはしんどい。だから、自分が自分であって大丈夫という気持ち、感覚が大事だと言われる。自尊感情や自己肯定感が比較と競争の対象になるのではなくて、子ども自身がかけがいのない命と幸せになる権利をもってこの世に生まれてきているということを、きちんと大事にしていくという姿勢やそれを保護者や子どもに分かるように伝えていく。みんな宝物だと、みんな大事な存在だと、生まれてきて出会えてよかったなど、そこが大事だと思えます。その上で様々な授業、行事、部活や地域の取組の中で、あてにされ、ありがとうと言ってもらって、がんばっているなどと言ってもらって、あるいは悔しい思いをしたけれどもまた次に頑張ろうと言ってもらって、そういう気持ちが育っていく。取り組み抜きに自尊感情を育成するというのはありえないので、その順番は大事かと思えます。目的と手段が逆になると危ないと思えます。

自尊感情を育てるというのは、手段にはならない。そういうゴールに近づくためには日常の取り組みが大事なのだと思えます。

それから、教員の資質向上について、いじめ問題に関して先生にどのような力がもう一歩ついたらよいかという点で、私は早期発見のための力、気づく力、察する力を、個人ではなくてチームで気づけるとよいと思えます。「担任は大丈夫と言っているけれど、ちょっとあの子最近おかしいよ」みたいに気づく力が取り組みにつながる。気づく力を子ども理解の中心に据える。あとは、気づいたら対話すること。子どもと対話、コミュニケーションを図るにはどうすればよいか。その土台になる信頼関係をどのようにつくっていけばよいか。存在そのものを尊重して敬意を払うことが信頼関係の土台になると思えます。授業力を含め、可能な範囲でふくらませていただければと思えます。

(委員長)

時間のこともありますので、議事(3)に移ります。

(3) 重大事態対応想定フローについて

(委員長)

「重大事態対応想定フロー」の説明をお願いします。

※総務課から資料に基づき説明

(委員長)

ありがとうございました。ただいまの報告について御質問などがございましたら、お願いします。

(委員)

例えば加害少年や目撃している児童生徒といった、非常に重要な証拠上の位置づけになる人たちの聴取結果は、一次調査（学校または学校設置者が行う調査）でどうかたちで書面化されるのかということが決まっていなと思う。そうすると、聴取した先生が供述録取書のようなものを書いているとすると、そこには先生のいろいろな考え方とか見方とかが入ってくる可能性がある。それをもとに信憑性や信用性を評価することはとても難しい。そうなってくると、基本的に重要な関係者はもう一度はじめから聴き取りをするようなことになると考えてよいでしょうか。

(報告者)

資料（重大事態対応想定フロー）の10ページをご覧いただきたいと思います。最初の※印のところですが、想定としては、再調査の方法は、ゼロからの調査ではなく、追加で関係者に聴き取りを行う方法等によることを考えております。しかし、おっしゃっていただいたように、一次調査の資料に事実関係以外の評価や主観的な部分が混ざって、そのままでは事実関係を認定していく上で支障があるという場合であれば、必要に応じて洗い直しをするような調査をしていただくことになるかと思えます。

(委員)

一次調査もやりとりが全部そのまま残されているようなものが出てこない限り、その書面の信用性の評価はできない。誘導的な質問をしているのかとか、そういったところは全くわかりませんから、そうなってくると、結局、一次調査でよほどきちっとしたかたちの証拠を残しておいていただかないと、かなりの部分をやり直すことになる。もちろん児童生徒には負担になりますが。あとは、聴取をした先生から聴き取りをするということも考えられる。再調査のイメージが少しわきにくいところがあったので質問させていただきました。

(委員)

大阪市の調査委員会でも、一次調査の資料はチューブファイルで2冊ほどありました。養護教諭の日誌とか、先生のメモまで含めて全部出してもらいました。それを精査しながら、この先生にはこの点を中心に聴こうとか、ここがもう少し分から

ないとか、そういう一次調査の活用と聴き取り方針というものをここで検討する必要があると思います。そういう理解でよろしいでしょうか。

(報告者)

はい。

(委員)

一次調査のデータを全面的に前提としてというわけではなく、場合によってはそれを再検証するという理解でよろしいですか。

(報告者)

はい。資料はあくまで想定で作らせていただいております。具体の事案の場合、実際の調査方法等の判断を行っていただくのは委員の皆様ですし、その判断の上で皆様に調査を行っていただくことになります。事務局としてはそのお手伝いをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(委員長)

そういうことですね。この委員会が主体性をもって判断して、どういう方針で臨むかということも委ねられている。行政の方針があって、その通りにやりますではない。

(委員)

日常的にきちっと5W1Hの事実の記録をすることが現場に根付いているかどうかによって、おそらく調査の質が変わってくると思います。聴き取りの内容も記憶なのか記録なのかによってかなり質が変わってくるかと思っています。日常的に事実の記録ができていれば、より調査はしやすいと捉えてよいですね。

(委員)

私に関わった事案では、先生皆さんがものすごく自責の念にかられていて、その主観が調査の聴取結果の中に紛れ込んだりしていた。どこまでが生徒から聴き取った話なのか、評価の部分と事実の部分が必ずしもきれいに峻別されていなかったりする。聴取結果の記録を作成する先生の技量によって、すごく違うという印象を持っています。

ある程度、どのように調査をして、どう記録化していくのかという、何かノウハウがないといけない。県立の学校はよいかもしれないが、私立の学校はどういう対応をされるのか少し心配している。二重の負担を生徒たちにかけてしまわないか。

(報告者)

この議論は滋賀県立学校いじめ問題調査委員会でもありました。事実確認と支援を分けて考え、事実確認をしっかりしておかないといけません。おっしゃっていた

だいたように、主観が混ざったり、支援ばかりを意識してしまったりして、もともとあった事実が確認できず、検証するときには事実が見えないことになるという問題があります。

委員会でも、事実確認の調査のあり方について現場に発信していくべきだという意見があり、いただいた答申にもそのような内容が盛り込まれております。そこで今までの議論を踏まえて「ストップいじめアクションプラン」を本年5月に改訂し、その中に調査マニュアルというかたちで、現場で調査を行うときの事実確認のあり方について示し、事実確認と支援を分けてくださいというメッセージ入れてあります。実際に聴き取りをするときの内容は何かということについても、シートを作成しました。現場に普及して先生方の意識が変わるまでには時間がかかるかもしれませんが、あらゆる機会を通じて「ストップいじめアクションプラン」を発信していこうと思っています。そうすることで少しずつやり方も変わってくると思います。

(委員長)

ありがとうございます。

事実確認や調査マニュアルというのは、重大事案に限らず起きているいじめの対応の仕方として非常に大事だと思います。そこをきちんとすれば、重大事案の発生も防げるように思います。

予定の時間をかなり過ぎて申し訳ありませんでした。議事はこれで終了することになります。よろしいでしょうか。

それでは、本日の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

平成 28 年 7 月 7 日

滋賀県いじめ再調査委員会

委員長 春日井敏之